

学校にも働き方改革の風を



私たちの働き方が、大きく変わろうとしています。今回は、教職員の無定量的な時間外勤務を生み出している「給特法」（「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」）について考えてみます。ところで、私たちの給料に、いわゆる「超勤手当」は、どのように措置されているのでしょうか？

Q 1. 私たちに超勤手当は付いているの？

厳密には、付いているようでいて、付いていない。または、付いていないようでいて、付いてる。給特法のもとでは、私たちの超勤手当は、1966年（昭和41年）当時の平均超勤時間に見合った額を手当化し、「教職調整額」として支給されています。「教職調整額」は厳密には超勤手当ではなく本給に相当する性格を持つものですが、その、手当額とは、一体いくらでしょう。

Q 2. 超勤手当「教職調整額」は、いくら？

1966年（昭和41年）当時の平均超勤時間、なんと月8時間を根拠とし、給料月額額の4%が教職調整額として支給されています。4%とは、いったいいくらでしょう。

50代教諭Aさん、号級2-131の方を例に、教職調整額を算出してみましょう。

$$(2-131の給料月額) 416,100円 \times 4\% = \underline{16,644円}$$

これが、1か月のいわゆる「超勤手当」として、超勤があってもなくても、「教職員の勤務の特殊性」を理由に、支給されています。

Q 3. 超勤手当は妥当な額？

では、Aさんの超勤手当「教職調整額」を分析してみましょう。16,644円が、1か月8時間の超勤を根拠に算出されているので、単純に時給に換算すると、 $16,644円 \div 8時間 \approx \underline{2,081円}$ 1時間あたり約2,081円の手当が出ていることとなります。

Q 4. これで良いのか！超勤手当？

上の算出方法で出した1時間あたりの超勤手当を、実際の勤務実態と照らし合わせてみましょう。17年度3月の勤務時間外状況記録簿の平均超過時間は23.8時間(高校)でした。これを単純に、時給計算すると

$$2,081円 \times 23.8時間 \approx \underline{49,528円} \quad \text{になり、実際の支給との差は}$$

$49,528円 - 16,644円 = \underline{32,884円}$ なんと、32,000円以上のただ働きが生じているのです。こんなごまかしの給特法のもとで、超過勤務が野放しになっている状況を変えていく必要があります。

※実際は土日の部活指導については特殊勤務手当が支給されています。労基法の中では時間外や休日及び深夜の勤務には、割増賃金を支給することになっています。次回はその点の比較をしてゆきます。